

第67回大阪市大規模小売店舗立地審議会会議要旨

1 日 時 平成29年3月24日（金） 午後2時開会 午後3時45分閉会

2 場 所 大阪産業創造館 11階会議室

3 出席者

(1) 委員 加藤会長、翁長会長代理、川崎委員、澤村委員、檜谷委員、山本委員
吉田委員

(2) 事務局 経済戦略局：穂積商業立地担当課長

4 議 題

大規模小売店舗立地法に基づく届出案件の審議について

(1) 「大丸大阪心斎橋店（本館・北館）」（中央区：店舗面積等の変更）

(2) 「大丸大阪心斎橋店（南館）」（中央区：店舗面積等の変更）

(3) 「(仮称)ラ・ムー北津守店」（西成区：新設）

(4) 「(仮称)ライフ寺田町店」（天王寺区：新設）

5 議事要旨

(1) 届出案件に係る届出内容について、事務局より説明を行った。

(2) 届出案件の審議に際し、審議会委員から質問、意見等があった。

主な指摘事項は次のとおり

① 「大丸大阪心斎橋店（本館・北館）」

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
- ・ 変更後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
- ・ 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めるよう要望する。

② 「大丸大阪心斎橋店（南館）」

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の

趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

- ・ 変更後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
- ・ 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めるよう要望する。

③「(仮称)ラ・ムー北津守店」

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。
- ・ 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めるよう要望する。

④「(仮称)ライフ寺田町店」

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めるよう要望する。

- ・ 交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めるよう要望する。
- ・ 施設設備の位置変更案に関し、騒音についての予測地点の中には、再予測を行った結果が評価基準と同値の地点がある。よって事業の実施にあたっては、周辺的生活環境の悪化防止等に、より一層の配慮を行うことを要望する。

6 配布資料

資料1 次第

資料2 配席図・委員名簿

資料3 大阪市意見（案）について

資料4 住民等意見書の概要

資料5 意見書に対する回答書

資料6 大丸大阪心斎橋店大店立地法の届出について

資料7 「軽微な延刻等」に係る手続きの状況について（報告）

資料8 届出要約書

7 問い合わせ先 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

（電話）06-6615-3784

（FAX）06-6614-0190